

駐車監視員活動ガイドライン

平成26年4月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	県道名古屋瀬戸線（矢田川橋～三郷東交差点）	9時～21時
	○ 重点路線	
路線	路線（区間）	重点時間帯
	主要地方道名古屋第二環状線（小幡ヶ原交差点～大永寺交差点）	9時～18時
	国道363号線（元補交差点～晴丘交差点）	9時～18時

重点地域	◎ 最重点地域		
	地域（町名）	重点時間帯	
	天子田地区	・天子田一丁目～四丁目	9時～18時
	本地が丘地区	・本地が丘	9時～21時
	○ 重点地域		
	地域（町名）	重点時間帯	
	矢田川南地区	・向台一丁目～三丁目 ・森孝一丁目～三丁目	9時～18時
	国道302号東地区	・大森一丁目～五丁目 ・八剣一丁目～二丁目 ・元郷一丁目～二丁目 ・脇田町 ・今尻町 ・藪田町 ・東名西町一丁目～二丁目	9時～18時
	千代田街道南地区	・藪田町 ・太田井 ・菱池町 ・更屋敷 ・八反 ・苗代一丁目～二丁目 ・小幡太田 ・小幡宮ノ越 ・小幡千代田 ・小六町	9時～18時
	千代田街道北地区	・喜多山南 ・野萩町 ・大谷町 ・藪田町 ・小幡南一丁目～三丁目 ・町南 ・長栄 ・小幡常燈 ・中新 ・新城 ・西新 ・甘軒家	9時～18時
	小幡・茶臼前地区	・喜多山一丁目～二丁目 ・茶臼前 ・小幡一丁目～5丁目 ・小幡中一丁目～三丁目	9時～18時
	瀬戸街道以北ガイドウェイバス周辺及び小幡地区の間の地区	・村前町 ・村合町 ・永森町 ・西城 ・大牧町 ・大屋敷 ・城南町 ・西島町 ・東山町 ・西川原町 ・守山一丁目～三丁目 ・川村町 ・森宮町 ・高島町 ・川宮町 ・川北町 ・川上町 ・白沢町 ・城土町	9時～18時
	ガイドウェイバス以西、JR中央線間の地区	・町北 ・市場 ・守牧町 ・鳥羽見一丁目～三丁目 ・金屋一丁目～二丁目 ・新守町 ・鳥神町 ・大永寺	9時～18時
	JR中央線以西地区	・新守西 ・幸心一丁目～四丁目 ・新守山 ・瀬古東一丁目～三丁目 ・瀬古一丁目～三丁目	9時～18時
	名鉄三郷駅周辺地区	・東栄町 ・三郷町	9時～18時
	○ 自動二輪・原付重点地域		
	地域（町名）	重点時間帯	
	JR新守山駅周辺	9時～18時	

愛知県守山警察署